

## 残された家族が幸せになるための遺産相続トラブルの回避

### なぜ相続でトラブルが発生するのか？

相続関係の家庭裁判所への相談件数は年々増加しています。法的に有効な遺言がない場合は相続人全員で、どのように財産を分けるかを話し合う必要があります。近年、この話し合いがまとまらず、「仲が良かった関係が崩れてしまう」「調停などで手続きに何年もかかってしまう」「亡くなった方の預貯金が引き出せないために生活に困る」「法律通りに分けたが、その結果自宅を売却せざるを得なくなった」など様々なトラブルに発展しています。

トラブルになりやすいケースとして…

- 子どもがいない夫婦
  - 相続人のうち一人でも行方不明の人がいる
  - 内縁関係の夫婦
  - 一人の子どもに介護や家事の手伝いをしてもらった
  - 相続人同士が不仲
  - 認知した子どもがいる
  - 多額の遺産がある
  - 遺産が不動産のみ
- などが挙げられます。

### 相続はプラスの遺産だけではありません

被相続人としては、配偶者や子どもたち相続人が、トラブルを起こさないように仲良く遺産を相続してもらいたいと願うものです。トラブルを事前に回避するためにも、あなたの相続人は誰なのか、相続遺産は何の種類がどれだけあるのかを把握しておく必要があります。

全ての項目を埋めていくと、現在の現預貯金と毎月の年金の給付金額、その他の資産や亡くなった後に受け取ることのできる生命保険料などをおおまかに把握することができます。

そこから、毎月の生活費や、ゆとりの老後のための費用、もしもの場合の医療費や介護費用、そして、生前に準備できるご自身が最期の時を迎えた後の費用などが算出できると思います。

その上で、遺産相続のことを考え、できれば遺言書を作成しておくことをお勧めします。

### 遺言書がない場合の法定相続人とは

法定相続人とは、被相続人が亡くなったときに、相続する権利がある人をいいます。この権利は、民法で定められていて、以下の人が法定相続人になることができます。

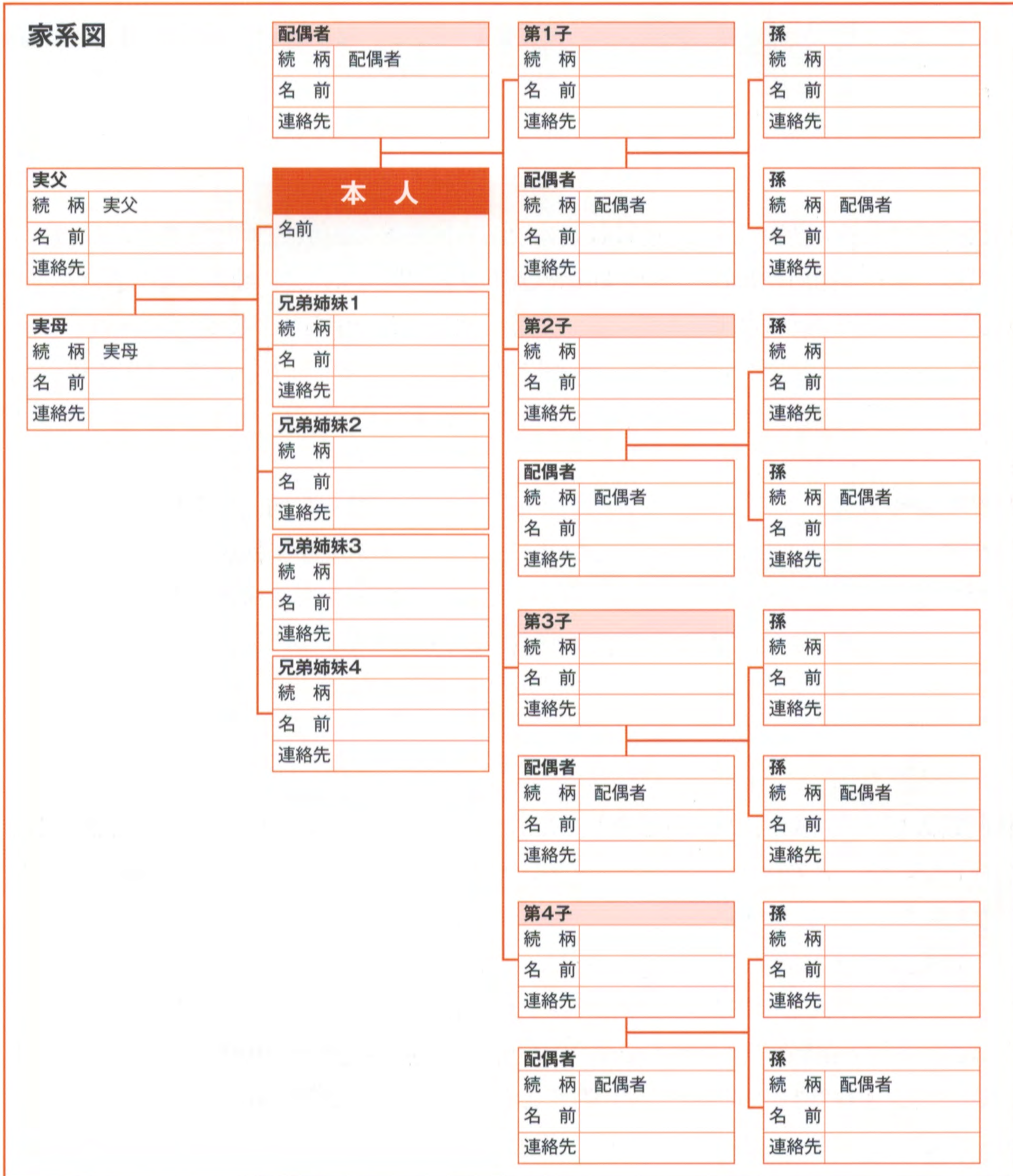
配偶者(ただし、婚姻関係のない内縁の妻や、愛人には相続権がありません)。

子供(=実子)、養子、内縁の妻や愛人の子供、胎児、あるいは孫、ひ孫。これらの人を直系卑属(ひぞく)といい、民法では、子供、養子が何人いても、全て法定相続人とみなします。

しかし養子については、相続税法上では被相続人に子供がいる場合、法定相続人として1人だけが認められ、子供がいない場合は、2人までが認められます。

直系卑属が誰もいないときに、父と母、あるいは、祖父母が相続人になることができます。父と母





がないときは、祖父母が相続人になり、これらの人を直系尊属といいます。

兄弟姉妹、あるいはその子供は、被相続人の直系卑属や直系尊属が、誰もいないときにはじめて相続人となることができます。

このように、上位の相続順位の人がいるときは、下位の人には相続権がなく、相続の割合も決まっています。これを、法定相続分と呼んでいます。

相続順位	相続人と相続の割合			
第1順位	直系卑属(=被相続人の子供や孫、ひ孫)	1/2	配偶者	1/2
第2順位	直系尊属(=被相続人の父母や祖父母)	1/3	配偶者	2/3
第3順位	被相続人の兄弟姉妹やめい・おい	1/4	配偶者	3/4



## トラブルの回避のための遺言書でトラブルを起こさないために

### 遺言書の作り方

法的に有効な遺言証書を残しておけば、ご自分の希望通りに財産を継承してもらうことができます。遺言書には本人が全文自筆で書く「自筆証書遺言」と、公証人に口述筆記してもらう「公正証書遺言」の2種類があります。

「自筆証書遺言」は手軽ですが、ワープロや代筆は不可で、一箇所でも不備があると無効となってしまいます。開封する際には家庭裁判所で偽造・変造を防止する「検認」という手続きを受けなければならない、あやまって先に開封してしまうと無効となってしまいます。また、遺言書は自分で保管しておかなければならず、改ざんや紛失などのリスクもあります。

一方、「公正証書遺言」は、公証人という専門家に遺言書作成から保管までを委託するため遺言が無効になってしまうことはありませんが、口述筆記の際に2名以上の証人の立ち会いが必要で、他人に遺言書の内容を知られてしまうこととなります。また、作成手数料がかかり、相続財産が多くなるほど高くなります。

### 自筆証書遺言を作る際の注意点

自筆証書遺言を書く場合、紙は耐久性のあるもの、ペンは改ざんができないよう、万年筆やボールペンなどを用いるのがベスト。印鑑は認印でもかまいませんが、実印がベターです。

「遺言書」というタイトルを含め、全文を自筆で書き、もし書き間違えた場合は最初から書き直す方が無難です。また、付記事項として、本文の最後(署名の上)に、何故このような分配をしたいのかという信条も記しておくとい良いでしょう。

最後に、日付、署名、押印を確認します。表面には「遺言書」と記載し、裏書きに作成日と署名・押印をします。また、遺族がうっかり開封して無効にならないように「開封せずに家庭裁判所に提出すること」と記しておくことをお勧めします。

相続させる財産は、相続人が特定できるように明記し、具体的に財産を誰にどれだけ相続させるかを明記しなければなりません。一部の財産についてだけしか触れていない場合は、相続人同士が遺産分割の協議を行わなければならない、遺言書の意味をなさなくなります。

### 遺言書でトラブルになりやすいケースとは

- 日付もれ、名前の間違いなどの様式の不備。
- 具体的な財産が明記されて居らず財産が特定できない。
- 特定の財産にしか触れておらず遺産分割協議が必要になる。
- 遺留分を無視し、特定の人に全財産を相続させるような記載。
- 遺言書を書いてから年月が経ちすぎて、財産の内容が変わり、記載内容が実現不可能。



# もしもの時に連絡して欲しい人

緊急度 【A:亡くなる前に知らせる】【B:亡くなったらすぐに知らせる】【C:通夜・葬儀の日時を知らせる】【D:事後報告にて知らせる】

続柄・関係	氏名	住所	電話	緊急度